

旭川医科大学初期臨床研修医研修資金貸与要項に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和6年9月18日学長裁定)

旭川医科大学初期臨床研修医研修資金貸与要項に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学初期臨床研修医研修資金貸与要項に関する申合せ（平成21年3月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第2 要項第5第1項の規定により研修資金の貸与を希望する者は、研修資金貸与申請書（別紙様式第1）に研修資金口座振込依頼書（別紙様式第2）を添付し、学長が定める期間内に、<u>経営企画課</u>に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 記</u></p> <p><u>この申合せは、令和6年9月18日から実施し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第2 要項第5第1項の規定により研修資金の貸与を希望する者は、研修資金貸与申請書（別紙様式第1）に研修資金口座振込依頼書（別紙様式第2）を添付し、学長が定める期間内に、<u>総務課</u>に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>